## 香川障害フォーラムの要望に対する回答(香川県)

【要望1】在宅において医療的ケアが必要な人への支援が極めて不足しています。病院等による短期入所の受入れ先の拡大や、たん吸引等医療的ケアを行うヘルパー事業所等の拡大を行ってください。また、 入院時でもヘルパーの付き添いを可能とする制度を作ってください。

【回答 1 】自宅で介護を行う者が疾病等で介護ができない場合などに障害者が施設に短期間入所するショートステイについて、利用者が必要とする情報の発信に努めるとともに、利用者のニーズに応えられるよう事業者に対して働きかけを行っていきます。

たん吸引等の医療的ケアに係る研修や事業者登録等について、普及・啓発を行い、障害者のニーズに 対応した事業所の確保に努めます。

障害者総合支援法における障害福祉サービスである居宅介護等は、あくまで居宅におけるサービスであり、入院時においては、各入院先の医療機関におけるケアを受けることとなるため、現制度においては、入院時のヘルパー派遣はできません。ただし、重症心身障害者等であって、療養介護事業者の指定を受けた医療機関において日常的な介護等を要する場合は、療養介護サービスの提供を受けることができます。

入院時でもヘルパーの付き添いを可能とする制度については、法令の改正が必要であります。

【要望2】福祉サービス等において、市町間の格差が見られます。その是正のため、不十分な市町には 県から助言等を行い、サービスの底上げを行ってください。

【回答2】障害福祉サービスについては、各市町において、居宅介護、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練などの自立支援給付、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を行う地域生活支援事業等を実施しています。

県は、今後とも、障害者が住み慣れた地域で生きいきと暮らしていけるため、市町において、障害者のニーズに応えたサービスの提供が行われるよう、情報の提供や必要な指導・助言等を行ってまいります。

【要望3】多くの事業者が喀痰吸引登録研修機関に登録できるように、国の基準に合わせて登録要件を 緩和して下さい。

【回答3】喀痰吸引等研修(特定の者に対するもの)は、県の実施要綱に基づき、現在2つの登録研修機関において実施されています(昨年7月の貴フォーラムからの要望を受け、県では、昨年10月に新たに1事業者を登録研修機関として登録し、研修機会の拡大を図りました。)。

登録研修機関の登録要件について、現在登録している登録研修機関から、委託による実地研修での受講者の技量の習得水準状況などについて確認するとともに、受講者希望者数など研修に対するニーズの把握を行い、要件をどのようにするかも含め、今後検討してまいります。

【要望4】緊急搬送されてきた知的障害者・精神障害者・難病患者等に対する診療拒否(結果的にたらい回し)をしないよう県下の医療機関を指導してください。

【回答4】県では、救急患者の受入れが迅速かつ適切に行えるよう、救急隊と医療機関との間で医学的 見地を踏まえた傷病者の搬送及び医療機関での受入れのルールについて策定しているほか、救急隊、医 療機関、行政担当者等が定期的に集まり、救急搬送にかかる諸問題について協議や連絡調整を行ってい ます。こうした取組みを通じて、医療機関に対してはこれまでも救急患者の受入れを適切に行うよう要 請してきているところであり、引き続き働きかけをしてまいりたいと考えています。

夜間、休日等に緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療サービスを提供するため、精神科病院の輪番制度を実施するとともに、24 時間 365 日対応するため、精神科救急拠点病院として県立丸亀病院を指定しており、今後ともその適切な運用に努めてまいりたいと考えています。

【要望5】精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想を撤回し、終の棲家の確保と日中のディケアセンターの建設を早急にお願い致します。

【回答5】要望事項の「病棟転換型居住系施設」構想については、厚生労働省が設置した「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」の取りまとめ報告の中で、「病院資源のグループホームとしての活用」という考え方が示され、パブリックコメントの実施の後に厚生省令が改正されたところです。改正後の省令については、入院医療の必要性が低い精神障害者の居住の場の選択肢を増やすという観点から、利用者本人の自由意思に基づく選択による利用であることや、利用者の利用期間を2年以内とすることなどを条件とした時限的な制度であると認識しています。

精神障害者の住まいの場の確保については、障害福祉サービス事業者に対する補助なども行いながら 障害者用グループホームを整備してきており、今後とも必要量の確保に努めたいと考えています。

また、平成26年6月末現在で精神科デイ・ケア施設は15か所、ナイト・ケア施設は1か所、デイナイト・ケア施設は5か所、ショート・ケア施設は8か所整備されており、今後とも精神障害者の地域定着のため、整備を促進します。

【要望6】精神障害者の手帳に対して、県内の公共交通機関の運賃の割引きが全くなく、他の障害者手帳保有者と同じように県内の公共交通機関の運賃を半額にしてください。

【回答6】精神障害者手帳に関しては、現在、県内では、バス運賃の割引(一般普通運賃の半額)と、タクシー運賃の割引(運賃の1割引)が実施されており、他の事業者の割引制度についても働きかけてまいりたいと考えています。

【要望7】改正障害者基本法に定められていることを本人・保護者に対して十分な情報提供を、また教育面において本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について特別支援教育を分離しないよう合理的配慮を実施してください。

【回答7】平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、就学先決定の仕組みが改正され、市町教育委員会が本人・保護者に十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図ることが示されています。また、市町教育委員会で行われる専門家の意見聴取の場において、本人・保護者の意向を聴取することも明示されています。

県教育委員会としては、市町教育委員会及び学校が、新しい就学先決定の仕組みや合理的配慮についての考えを十分に理解したうえで教育相談にあたるよう、研修会等の機会をとらえて合理的配慮について周知しており、本人・保護者とていねいな教育相談を積み重ね、合意形成を図ることができるよう、働きかけています。

また、子どもの状態を把握し、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じ、現在必要とされている合理的配慮について共通理解を図り、合理的配慮の提供に努めるよう、市町教育委員会及び学校に働きかけています。

今後とも、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導が行われるよう努めます。

【要望8】学校が福祉教育の中で、福祉施設の訪問や体験を行っていると思います。障がい者就労支援 を行っている場所も訪問や体験の場所に指定してください。また市・町にも指導してください。

【回答8】小・中学校では、総合的な学習の時間において、「福祉」をテーマとした学習に取り組んでいる学校があります。訪問や体験活動を設定する場合は、活動内容や地域性を考慮したうえで、訪問する施設や回数を各学校で決定しています。

市町教育委員会を通じて、障害者就労支援を行っている施設についても、こうした施設の一つとして 紹介していくよう働きかけていきます。

【要望9】障がいのある児(者)とない児(者)がともに学びあえる、インクルーシブ教育実践モデル 高校を、またプロジェクトチームを早急に設置してください。

【回答9】平成24年の中央教育審議会の報告で、高等学校においては、中学校、特別支援学校等との連携により、障害のある生徒に対する必要かつ適切な指導や支援につなげていくことが必要であるとされています。

本県では、高等学校に在籍する障害のある生徒に対して、高校教育課、人権・同和教育課、特別支援教育課が、常に情報交換しながら適切な支援・教育にあたっており、現時点ではインクルーシブ教育実践モデル高校及びプロジェクトチームの設置を要するとは考えておりません。

なお、「高等学校の入学者選抜は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う」と文部科学省が示していることから、学力検査を行わない等の特別選抜を行うモデル高校の設置は考えておりません。

【要望 10】障害児・者にとって「障害」を理由に不利をこうむることのない入学者選抜をおこなってください。

【回答 10】障害のある入学志願者について、学力検査等の受検及び面接を受ける際の合理的配慮に関する特別措置願書が提出された場合には、高校が中学校と十分に連携を図り、高校教育課と公平性等を協議の上、最大限できうる措置をとるよう努めており、今後も継続してまいります。

合格者の選抜においては、各高校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定するための同一

の基準を設け、公平・公正に行われており、障害があることを理由に不利益をこうむることはないと考えております。

【要望 11】「知的障害」ゆえに学力検査等において点数を取ることの出来ない受験生に対して、それを補完することの出来る、合否判断の材料となるものを認めてください。たとえば、自己アピール書の様なものを合否の判断材料に加え、合格が可能となる加点のできるシステムを作ってください。

【回答 11】合格者の選抜は、各高校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定するための同一の基準を設け、公平・公正に行われておりますので、特定の者のみに対して自己アピール書等を提出させ、選抜の資料にすることは、他の受検生との公平性という観点からできません。

【要望 12】県立高校定時制に、障害のある児(者)から科目履修の要求があれば、校長が受講を認めることができるように、協力支援体制を作ってください。

【回答 12】県立学校学則において、「校長は、科目履修生(単位制による定時制の課程の聴講生として特定の科目を履修する者をいう。)として聴講しようとする者に対し、これを許可することができる。」との規定を設けています。

## 香川障害フォーラムの要望に対する回答(高松市)

【要望1】行政や障害者だけでなく、広く市民に対しても、障害者虐待の防止や障害者差別の解消等を 啓発していく必要があります。

香川障害フォーラムが計画する、平成27年度の「障害者虐待の防止・差別解消に関するシンポジウム」について、高松市の協力を得て開催したいので、開催費用(135,000円)を支援してください。

【回答1】本市では、平成24年10月の、「障害者虐待防止法」の施行に伴って、障がい福祉課内に、「高松市障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待の予防や早期発見、虐待を受けた障がい者及び養護者への迅速かつ適切な支援等を行っております。

また、平成25年6月の、「障害者差別解消法」の公布や、26年1月の、「障害者権利条約」の締結により、障がい者の権利の保障、差別の解消に関し、今後、更なる取組の充実が求められているところでございます。

こうした中で、市民を対象に、「障害者虐待の防止・差別解消に関するシンポジウム」を開催し、障がい者虐待の防止や障がい者差別の解消に向けた周知・啓発活動を行うことは、時宜を得た、意義のある取組と存じますことから、本市といたしましても、可能な限り協力してまいりたいと存じます。

【要望2】さぬき市のガイドヘルパー派遣事業のように、障害児童の自立と社会参加を促進するため、 単独で外出することが困難な障害児童が学校等に通園・通学するときに、ガイドヘルパーを派遣できる ようにしてください。

【回答2】本市では、国の地域生活支援事業の一つとして、地域における障がい者の自立及び社会参加の促進を図るため、市要綱に基づき、屋外での移動が困難な障がい者に、買い物や散歩など、外出時の支援を行う、「移動支援事業」を実施しているところでございますが、通年かつ長期にわたる学校等への通園・通学時の移動支援は実施していない状況でございます。

現在、香川県立高松養護学校を始め、香川中部養護学校、香川東部養護学校、一部の保育・幼稚園などでは、通学路やバス停に合わせて送迎用のスクールバスが利用できますことから、さぬき市が独自で実施しているようなガイドヘルパー派遣事業は、今のところ考えておりませんが、今後、国の制度改正の動向も注視しながら、他都市の取組等を調査・研究してまいりたいと存じます。

【要望3】災害時のセーフティネットとして、「かがわ総合リハビリテーションセンター」や「養護学校」 を福祉避難所として指定してください。

【回答3】本市では、今年度から、災害に備え、従前から備蓄している水や食料などの物資に加え、新たに福祉避難所等の設営に必要な間仕切りやユニバーサルトイレ等の緊急物資の備蓄に取り組んでいるところでございます。

障がい者を受け入れる福祉避難所につきましては、東日本大震災後に、それぞれの障がいの特性に応じた特別な配慮や機能の必要性が改めて認識され、本市においても、既に、一部の地域では、自主防災組織と地元の障害者福祉施設が独自に協定を提携するなどの動きも見られております。

このようなことから、本市といたしましても、今後、福祉避難所として利用可能な障害者福祉施設を 把握する中で、かがわ総合リハビリテーションセンターや県立養護学校などを管轄する県や施設管理者 とも十分調整を図りながら協定を締結するなど、障がい者の円滑な避難支援体制の充実に向け、取り組んでまいりたいと存じます。

【要望4】障害者が指定相談支援事業所で相談をしても、十分に支援してもらえないケースがあります。 今後、基本相談や計画相談をきめ細かく支援してもらえるよう事業所を指導してください。

【回答4】本市では、指定特定相談支援事業所(身体2、知的2、精神7、計11か所)に相談支援事業を委託しており、相談支援専門員等の資格を有する相談員が、障がいのある方の福祉に関する様々な相談に対応し、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行ってきたところでございます。また、平成24年度からの制度改正に伴い、従来の一般相談に加え、計画相談支援が導入され、これらの指定特定相談支援事業所では、利用者のニーズに合わせ、障害福祉サービス等利用計画(ケアプラン)を作成し、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用を支援しているところでございます。

このように、地域における指定特定相談支援事業所の果たす役割は、ますます重要となっており、これまでも適切な相談支援事業が行われるよう指導してまいりましたが、事業所における人員体制の課題もございますことから、本市といたしましては、今後とも、事業所への定期的な指導監査を実施する中で、一般相談や計画相談支援が適切に行われるよう、指導してまいりたいと存じます。

【要望5】指定相談支援事業所で、計画相談 (ケアプランの作成) や障害児相談支援ができるようになっていますが、障害者自身の希望により、「セルフプラン」を立てる場合には高松市も相談にのってください。

【回答 5 】国の制度改正により、市町村は、障害福祉サービスの支給要否決定を行うに当たり、指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案(ケアプラン)の提出を求めるものとされ、平成 2 7年度からは、サービスの更新期限の未到来分を除き、全ての利用者に計画相談支援を実施することとされました。

とりわけ、障害福祉サービスの利用者自らが作成する、「セルフプラン」の取扱いについては、利用者が希望しても、利用者のみで作成できない場合もあることから、セルフプランの内容及び質が適切なものとなるよう、市町村が支援を行うこととされておりますことから、本市といたしましても、今後、セルフプランの希望者には適切な相談・作成支援を実施してまいりたいと存じます。

【要望6】学校教育においての、出席番号の順番は特別支援学級籍の児童、生徒が通常の学級で学ぶ場合、障害(特別支援学級籍)を理由に、出席番号を通常の児童、生徒の最後にしないで、みんなと同じ、あいうえお順での出席番号順にしてください。

特に、靴箱、卒業アルバム、卒業式での並ぶ順番においては、通常の学級の一員としてみんなと同じ 順番でお願いします。

【回答6】出席番号については、在籍する学級ごとに、指導要録など、法で定められた諸表簿の整理番号として運用されているものです。特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級で交流学習を行う場合の番号は、各学校において、円滑な学習指導を行うために、保護者の意向も踏まえた上で、適切に設定し、運用しています。

【要望7】通常の学級籍の障害のある児童、生徒が特別支援教育を受けるために、クラスが変わる場合は、本人、保護者に学籍の転籍があると言う事を口頭のみでなく、書類で確認をとるシステムにしてください。逆の場合も同様にお願いします。

【回答7】現在、通常の学級に在籍している児童生徒が、次年度に特別支援学級に入級し、特別支援教育を受ける場合には、対象の児童生徒の障がいによる困難さの程度やその指導方法などについて、教育相談を重ねた上で、就学判定に必要な資料を学校から教育委員会に提出し、就学判定に基づいて保護者の同意のもと、適正に入級を決定しています。特別支援学級から通常の学級への退級についても、同様です。

入級、退級時には、現在書類の作成は行っていないものの、保護者の意向確認を必要に応じて随時行っており、保護者との意向の相違が生じないように努めております。

## 香川障害フォーラムの要望に対する回答(各市)

【要望1】日中活動系事業所は増えていますが、重度身体障害者にとっては利用できない事業所がほとんどです。高校卒業後の一般就労が難しいので、受け入れ可能な指定事業所をもっと増やしてください。

【丸亀市回答】事業所の指定を行なう権限は市にありませんが、計画相談の中で必要なサービスの利用 促進に努めてまいります。

【善通寺市回答】障害福祉サービスを提供する事業者の指定については市に権限がないため回答しかねますが、地域活動支援センターなど、地域生活支援事業を提供する事業者については、受け入れ可能な事業所があれば要件を勘案し、指定をしてまいりたいと考えています。

【観音寺市回答】障害福祉サービス事業所の運営母体である社会福祉法人へ定員増及び身体障害者の受け入れ可能となりますよう要望していきたいと考えております。

【さぬき市回答】県内の事業所の指定については、高松市内の事業所については高松市、高松市以外の 事業所については香川県が行っています。事業所利用希望の場合、計画相談をご活用いただくか、個別 にご相談ください。

【三豊市回答】市が事業所を建設することは現在の財政状況や公共施設の再配置計画の中では困難と考えます。市内においても市民の皆様のお力添えで、運営されている事業所が増えてはいます。今後も皆様の協力のもと、サービスの提供に努めていきます。

【坂出市回答】本市におけるニーズを把握するなかで、香川県や自立支援協議会などの関係機関と協議してまいります。

【東かがわ市回答】平成27年度中に東かがわ市内で日中活動を実施する事業所の定員増加を予定しています。

【要望2】訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を 支給すること。また、移動支援の制限を緩和し、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【丸亀市回答】サービスの支給決定については、利用者の意向を踏まえたうえで、障害支援区分、介護者の状況等を勘案のうえ、支給量を決定しています。移動支援の通勤・通学時の利用は、緊急やむを得ない理由により保護者等が送迎できない場合としておりますので、ご理解ください。

【善通寺市回答】訪問系サービス、移動支援の支給時間については、サービス利用計画等を基に必要な時間を見極め、支給に努めています。また、移動支援事業については、ご要望のとおり余暇活動や社会参加のための移動の支援を目的に提供しています。この趣旨から、通勤・通学に恒常的に利用することはできませんが、緊急時等の利用については可能としています。

【観音寺市回答】基本的に訪問系サービスの利用にあたっては、障害支援区分により判断させていただいております。移動支援については、月額20時間を基本に障害者個々の状況により判断させていただいております。

【さぬき市回答】訪問系サービス及び移動支援の支給時間については、現在も計画相談支援や専門職員による調査等で、ご本人や支援者のニーズを把握し、障害者・児が必要とする量を適切に支給しています。また、通学については、当市独自に「ガイドヘルパー派遣事業」を実施、通所についても、障害福祉サービスの「送迎加算」として、ご利用いただいています。

【三豊市回答】要綱第5条において1人につき月に20時間までとなっていますが、ただし、利用事由により、20時間を超えても必要最小限での利用は認めることができるとなっていますので、上限を超えた給付も個々のケースにより検討いたします。また、通所・通学においては通年かつ長期にわたる外出にあたり、利用できないと考えます。ただし、一時的、緊急的な場合はご相談ください。

【坂出市回答】支給時間については、本人や家族の意向を尊重し、支援に必要な時間を支給しております。また、移動支援の通所・通学への利用は、原則できませんが、状況に応じてやむを得ない場合に利用できるよう、柔軟に対応しております。

【東かがわ市回答】訪問系サービスの支給時間は、本人の状況やサービス等利用計画に基づき支給決定しています。移動支援の支給時間は、1人の利用につき原則として月に20時間を限度としています。ただし、社会生活上必要な外出をする必要がある場合は、月に20時間を超えて必要最低限の利用を認めることができます。

また、移動支援の通所に対する利用については、送迎加算にて対応していただいています。通学に対

する利用については、個別具体的事例により検討します。

【要望3】知的障害者、精神障害者の移動支援、行動援護は個別のニーズにあった利用時間に増やしてください。

【丸亀市回答】サービスの支給決定については、利用者の意向を踏まえたうえで、障害支援区分、介護者の状況等を勘案のうえ、支給量を決定しています。必要なサービスを提供する事で、障がいのある方の社会参加と地域生活を支援していきます。

【善通寺市回答】障害の種別によらず、利用者個々の状態を勘案し、個別のニーズ・必要性に応じたサービスや時間が提供できるよう、支援に努めています。

【観音寺市回答】前項質問の回答のとおり。

【さぬき市回答】利用時間については、利用者の状況によりサービス等利用計画に基づき支給決定しています。

【三豊市回答】要綱第4条、第5条において事業の内容及び利用時間を定めていますが、ただし必要なニーズと認められる場合は、20時間を超えても必要最小限での利用は認めることができるとなっていますので、個別具体的な事例により検討いたします。

【坂出市回答】本人や家族の意向を尊重し、個々の状況に応じて利用時間を決定しております。

【東かがわ市回答】移動支援の対象について、障害種別での制限はありません。利用時間は、本人の状況やサービス等利用計画に基づき支給決定しています。

【要望4】介護保険第1号保険者となった65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者に対して、一律に介護保険サービスを優先することなく、厚労省通知(2007年3月28日付)を踏まえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行うようにしてください。また、介護保険サービスの利用料については、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯は無料としてください。

【丸亀市回答】支給決定については、介護保険被保険者については利用者の意向や必要性をを踏まえた うえで、障がい福祉サービス固有のものや介護保険のみでは不足するサービスなどについて、支給決定 を行っています。

介護保険利用料については、介護保険サービスの利用料については、利用者負担が過重にならないよう、所得の低い方には負担を軽減するしくみがあります。これら国の基準に基づき行います。

【善通寺市回答】利用者の個々の状態や、取り巻く状況を踏まえ、利用者が必要としているサービスが 提供できるよう、一律に介護保険サービスを優先することなく、必要に応じて障害福祉サービスの支給 を決定しており、今後も柔軟な支給決定に努めてまいります。また介護保険サービスの利用料について は国の制度に則った運用であり、ご理解を願います。

【観音寺市回答】介護保険制度と同様なサービスについては介護保険を優先して利用していただいておりますが、障害固有のサービスについては併給をしております。介護保険サービスの利用料無料につきましては、国の制度設計に基づくものと考えますので、現段階では困難と考えております。

【さぬき市回答】ご指摘の厚労省通知に従い適切な支給決定を行っており、今後も、個々のケースに応じて計画相談支援事業所や介護保険サービス担当課と連携し、より適切な支給ができるよう努めていきます。利用料については、介護保険法の規定による負担となります。

【三豊市回答】介護保険サービスとの関係は、介護保険給付が優先されることとなっていますが、介護保険にないサービスや介護保険の支給限度額の制約により支給量が確保できない場合(在宅障害者)等は、個々のニーズにより対応しています。

【坂出市回答】厚労省通知のとおり、一律に介護保険サービスを優先するのではなく、具体的な内容を聴き取りにより把握した上で、介護保険サービスの提供を受けることが可能かどうかを適切に判断し、柔軟に対応しております。また、介護保険サービスの利用料については、低所得者の施設利用に対して所得段階に応じた居住費・食費を定めた「特定入所者介護サービス費」のほか、低所得者が社会福祉法人の運営するサービスを利用した場合、利用料が軽減される「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業」、また、同一月に利用料が高額となった場合の「高額介護サービス費」により、負担軽減が図られております。

【東かがわ市回答】厚生労働省通知のとおり、一律に介護保険サービスを優先することなく、本人のニーズや状況を踏まえた支給決定を行っています。介護保険サービスの利用料については、法制度で定められているため市単独での判断は困難です。

【要望5】グループホーム、ケアホームの更なる人的充実を図るため、現状の検証し策を講じてください。

【丸亀市回答】障がい福祉サービス事業所全般の課題としてマンパワーの不足があります。その原因として平均賃金の水準が比い傾向にある事や、労働環境の整備を進めていく必要性などが指摘されています。市単独での助成等は困難ですが、厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおける論議等を注視しながら対応して参りたいと思います。

【善通寺市回答】市が人的充実の策を講じることについては限界があると考えますが、グループホーム、ケアホームが一体的に整備されることとなったことをふまえながら、そのニーズを把握し、住み慣れた場所で暮らし続けられるよう支援の充実を図ります。

【観音寺市回答】香川県と共にグループホームを運営している事業所への実地指導をする中で改善に向けた指導をしていきたいと考えております。

【さぬき市回答】グループホームの人的充実については、障害者総合支援法に基づく支援体制により自立支援給付費を支給しています。また、物的充実については、市独自に補助要綱を定め、新規開設を支援しています。

【三豊市回答】第4期三豊市障害福祉計画では、障害のある人の地域生活を支援する機能(グループホーム等を含む)を集約した拠点の整備に向けた協議を計画しています。その中で現状の検証や対策が協議されていくと考えます。

【坂出市回答】圏域の自立支援協議会において、グループホームの現状と課題を検証してまいります。 【東かがわ市回答】現在、東かがわ市障害福祉計画策定中であり、ニーズ調査に基づき現状の検証を実施し、今後の障がい者福祉施策に生かします。

【要望6】災害時のセーフティネットとして、入所施設が今後もその役割を果たすため福祉避難所として指定してください。

【丸亀市回答】現在、丸亀市では、福祉避難所として、香川県ふじみ園と丸亀さんさん荘と協定を結んでおります。南海トラフ地震等の被害想定をみながら、今後も他に適当な施設がないか検討をすすめてまいります。

【善通寺市回答】現在、老人ホームなど市内の入所施設については協定を結び、福祉避難所として指定 していますが、今後、障害者の入所施設が整備された際には同様に協定を結び、福祉避難所として指定 したいと考えています。

【観音寺市回答】三観地域にある2つの障害者支援施設と福祉避難所の協定を締結しておりますが、障害者支援施設への経路及び搬送方法等の問題から、障害者の方々が避難するためには困難な状況が予想されます。

【さぬき市回答】福祉避難所として、市内障害者入所施設と協定を締結しています。

【三豊市回答】障害者支援施設みとよ荘と高瀬荘の2ヶ所を指定しています。

【坂出市回答】本市の福祉避難所は、二次避難所として現在3団体19施設と協定を締結しています。 二次避難所というのは、まず、小学校などの指定避難所に避難後、そこで避難生活が難しいと判断され た場合に二次避難所を開設し、そちらに移動する形になります。今後も福祉避難所につきましては、条 件が整い次第、順次協定を締結していく予定です。

【東かがわ市回答】市内及び近隣の障がい者入所施設に対し福祉避難所の指定を行い、協定を締結しています。

【要望7】計画相談、障害児相談支援ができるようになっていますが、障害者が自身でセルフプランが立てられるようにマニュアル作成の研修等を行い、セルフプランの推進を図って下さい。

【丸亀市回答】障がいのある方が自らの意思決定により作成するセルフプランは、ご本人のエンパワメントの観点から有効と考えています。本市において、現在セルフプランを作成している方はいらっしゃいませんが、必要に応じて検討してまいりたいと思います。

【善通寺市回答】利用者自身がサービス利用計画案を作成するセルフプランについては、厚生労働省より、その受付に当たっての留意事項として「安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべきである」との見解が示されています。ただしエンパワメントの観点から、自身でセルフプランを立てることが適切と認められる申請者については、セルフプランの作成についての説明を行う等の体制を整えています。

【観音寺市回答】国の基本的な考え方は、指定特定相談事業所等が作成するサービス等利用計画に基づき支給決定を行うこととしていることから、本市においても指定特定相談事業所の指導等により、障害者の方のアセスメントによるニーズや環境等を把握することにより、より良い支援ができるものと考えております。

【さぬき市回答】計画相談や障害児相談支援は、利用者や支援者のニーズ把握はもとより、事業所とのマッチングに至るまでの支援をしますので、制度を有効にご活用ください。また、研修等については、 県や他市の状況をみながら検討いたします。

【三豊市回答】三豊市では現在セルフプランでの計画作成は行っておりませんが、第4期障害福祉計画を策定するにあたり、相談や計画作成の機能の強化を目指し、基幹相談支援センターを29年度末までに設置できるよう関係機関と協議を開始するよう計画しています。

【坂出市回答】利用者が真に希望し、セルフプランを作成する場合は、利用者に対する適切な支援を行ってまいります。また、安易にセルフプランを作成することがないよう、制度の周知や推進を図ってまいります。

【東かがわ市回答】厚生労働省通知のとおり、安易に「セルフプラン」に誘導することは慎んでいます。

【要望8】どこに相談をすればいいか分からない状況や、既存の相談支援事業所では、十分に支援してもらえてない状況があります。基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう助成を行ってください。また、ワンストップの相談機関として、基幹型相談支援センターの設置促進をしてください。

【丸亀市回答】本市では、基本相談を市内3箇所の指定特定相談支援事業所に委託しており、相談場所については市ホームページ等により周知しています。計画相談につきましては、必要に応じて県内の相談支援事業者一覧をお渡ししています。助成をとのご意見ですが、基本相談では一定額の委託料を、計画相談では国の定めた報酬単価により障害福祉サービス費を市が負担しています。なお、基幹型相談支援センターにつきましては自立支援協議会の中で検討してまいります。

【善通寺市回答】現在市が相談支援事業所に委託料を支払い、基本相談や計画相談が適切に行えるよう業務を委託しています。また市としても利用者や利用者の家族等が、迷わず気軽に相談できるよう、情報の発信や啓発に努めています。基幹型相談支援センターの設置については、中讃西部圏域内での整備を検討している地域生活支援拠点との関連性も考慮し、必要性について検討します。

【観音寺市回答】三観地域における一般相談支援事業所については、精神障害として地域相談支援センターありあけ、知的・児童として地域相談支援センターえがお、身体障害者として地域支援センター結の3事業所と委託契約を締結しております。基幹相談支援事業所については、県内においても現在は1か所もない状況ですが、今後、三観地域自立支援協議会等においてその設置のあり方等について、協議をしていきたいと考えております。

【さぬき市回答】主障害種別に指定事業所と業務委託契約を締結し、基本相談を実施しています。計画相談は、障害福祉サービスの一環として実績に応じた給付をしています。基幹型相談支援センター設置については、今後調査・研究をしてまいります。

【三豊市回答】第4期障害福祉計画を策定するにあたり、国の基本計画に基幹相談支援センターの設置促進を図ることとされており、三豊市においても29年度末までの設置を目指し、関係機関と協議を開始してまいります。

【坂出市回答】委託している相談支援事業所と連携し、相談支援体制の強化に努めてまいります。また、 基幹型相談支援センターの設置については、圏域の自立支援協議会や近隣市町と検討してまいります。 【東かがわ市回答】十分な相談支援ができる体制の整備を常に検討しています。

基幹型相談支援センター設置については、香川県、他市町の動向をみながら、現在実施している自治体の調査・研究をしてまいりたいと考えています。

【要望9】地域の学校の通常の学級で合理的配慮をうけて、障害のある子もない子も共に学び育ち合うインクルーシブ教育を受けたいと希望する障害のある本人・保護者の意見を最大限尊重してください。

【丸亀市回答】障がいのある児童生徒のインクルーシブ教育に係る特別なニーズに応えるために、本人や保護者との緊密な連携をとり、かつ十分に合意形成を図っていきます。合わせて、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の内容を見直して可能な限り通常学級での「合理的配慮」を行うように努力します。

【善通寺市回答】本市ではどの小中学校も要望の趣旨にそってすすめているところです。

【観音寺市回答】本市では、障がいの有無に関わらず、本人・保護者に対し十分情報を提供しつつ、本

人・保護者の意見を最大限尊重し、就学先を決定しています。今後も国や県とも協力しながら、インクルーシブ教育の更なる充実に向けて努めて参りたいと考えます。

【さぬき市回答】平成23年7月に改正された障害者基本法においては、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮するとともに、障害のある児童生徒やその保護者の意向を尊重しなければならないとされています。また、平成25年9月の学校教育法施行令の改正においては、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成が行われることを前提として、就学先決定の仕組みが改められたところです。

これらの趣旨を踏まえ、本市においては、障害のある児童生徒の適切な就学先について、就学指導委員会において専門家等の意見を求めるとともに、最終的には、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら就学先の決定を行っているところです。

今後も、障害のある子もない子も共に学び育ち合うインクルーシブ教育を受けたいと希望する本人や 保護者の意見を尊重するとともに、幼児期の早期からの支援体制の構築を含め、一人一人の教育的ニー ズに応じたきめ細やかな対応ができるよう合理的配慮に努めてまいります。

【坂出市回答】就学指導におきましては、本人の障がいの状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、 医師などの専門的見地からの意見など、総合的な観点から就学指導委員会を開いて審議を重ね、判断し ております。本人・保護者にインクルーシブ教育を受けたいという希望がある場合は、その意見を最大 限尊重し、障がいのある子どもに寄り添える体制の整備に努めております。

【三豊市回答】本教育委員会では、まず障害の種類や程度を把握した上で、本人と保護者の希望や意見を最大限尊重しながら話し合い、どの学校においてもインクルーシブ教育を受けることができるようにしています。そして、受け入れる学校においては、教育内容や方法について、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、個別の指導計画や支援計画等を作成し、適切な指導や必要な支援の充実に努めるよう指導しています。

【東かがわ市回答】文部科学省の「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」 (通知)(平成25年10月4日)に「市町村の教育委員会は、改正後の学校教育就学先の決定を行う前に 十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと」とあります。

本市教育委員会でも「教育支援委員会」を設置し、学校(園)や関係機関と連携を図り、児童の発達の程度や適応の状況を勘案し、保護者の意見を尊重しながら教育相談・支援、就学先の決定等が適切に行えるよう促しています。

また、小中学校では、教員や支援員等の確保、施設・設備の整備、個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮といった「合理的配慮」の提供に努めているところです。

【要望10】学校教育においての、出席番号の順番は特別支援学級籍の児童・生徒が通常の学級で学ぶ場合、障害(特別支援学級籍)を理由に、出席番号を通常の児童・生徒の最後にしないで、みんなと同じあいうえお順での出席番号順にしてください。特に、靴箱、卒業アルバム、卒業式での並ぶ順番においては、通常の学級の一員としてみんなと同じ順番でお願いします。

【丸亀市回答】丸亀市の各小中学校において、交流学級での出席番号は、みんなと同じあいうえお順での出席番号にしています。合わせて、卒業アルバムも同様にしております。

靴箱の位置や卒業式の並ぶ順番については、障がいの状態や教育的ニーズ等を考慮しつつ、本人や保護者との可能な限り合意形成を図った上で決定し、「合理的配慮」を提供していくようにします。

【善通寺市回答】本市ではどの小中学校も要望の趣旨にそってすすめているところです。

【観音寺市回答】本市では特別支援学級在籍の児童生徒が交流学級(通常学級)で学ぶことを考慮し、 交流学級(通常学級)内でも「あいうえお順」等により出席番号が割り当てられています。このことは 特別支援学級在籍の児童生徒のみならず全ての児童生徒にとって、学校生活・学校行事等において可能 な限り共に学び合うことができるように配慮がなされていることの一例であると考えます。

【坂出市回答】本市小・中学校では、特別支援学級の児童、生徒が交流学級で学ぶ場合、みんなと同じ五十音順の出席番号にしております。靴箱、卒業アルバム、卒業式の並ぶ順番においても同様です。特別支援学級の子どもが集団の中で違和感のないよう、また、周囲の子どもが分け隔てなく温かく接することができるよう、きめ細かな配慮に努めております。

【三豊市回答】出席番号は、特別支援学級籍であっても、みんなと同じあいうえお順にしています。

【要望11】通常の学級籍の児童、生徒が特別支援教育を受けるために、転籍する場合は、本人、保護者に学籍の転籍があると言う事を口頭のみでなく、書類で確認をとるシステムにしてください。

【丸亀市回答】丸亀市就学指導委員会での判断結果を保護者にも書面で通知をした後、保護者同席のもと、各学校で就学・転学手続きを進めます。その際に、本人、保護者の意見を最大限尊重することに留意をして行っております。

今後も、保護者との合意形成をしっかりと行いながら、適切に対応することに努めます。

【善通寺市回答】本市ではどの小中学校も要望の趣旨にそってすすめているところです。

【観音寺市回答】通常学級から特別支援学級への入級や特別支援学校への転学には、就学指導を経ることが必須です。特別支援教育を受けるために本人・保護者が就学指導を希望する際、三観地区就学指導 委員会は「就学指導を受けることについての同意書」の提出を義務付けています。

また、就学指導の結果を受け、特別支援教育希望の有無について改めて書面で本人・保護者の意向を確認することについては、県教育委員会の指導をいただきながら、今後検討・改善していく余地があると考えます。

【三豊市回答】児童生徒が特別支援教育を特別支援学級で受けるときには、保護者に事前に説明をした上で、確認書を作成しています。

【坂出市回答】特別支援学級で特別支援教育を受ける場合は、校内及び教育委員会の就学指導委員会等において、長期的見通しをもった適正な就学指導を行うシステムにしています。また、子どもへの支援の在り方について、保護者と学校が十分に話し合う中で、個別の支援計画等を作成し、保護者との連携に努めております。

【要望12】障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町が行う地域生活支援事業の利用料負担を、非課税世帯は無料にしてください。

【丸亀市回答】利用者負担はサービスの量と所得に着目した負担の仕組みであり、その負担は所得等に 配慮した負担(応能負担)とされています。所得により負担上限額が設定され、食費・光熱水費等についても減免措置が講じられています。

また、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス費等が支給され負担が軽減されます。利用者への丁寧な説明を行い、負担へのご理解をいただけるよう努めてまいります。

【善通寺市回答】非課税世帯の場合、障害福祉サービスの自己負担、補装具の利用者負担については、無料となっています。自立支援医療及び施設での食費・水光熱費の自己負担額については、非課税世帯であっても自己負担額が発生することがありますが、いずれも国の制度に則った運用であり、ご理解を願います。

【観音寺市回答】障害福祉サービス・補装具・地域生活支援事業については、利用者負担なしとなっております。施設での家賃・食費・光熱水費等については、減免措置や補足給付をしており利用者負担を軽減しているものと考えております。また、自立支援医療については、月額上限額が所得に応じて決定されています。

【さぬき市回答】各種サービスの利用料負担及び自己負担等については、障害者総合支援法等に基づき、適切な運用を行っています。

【三豊市回答】市長が行う地域生活支援事業(日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター事業等)の利用者負担は、非課税世帯は無料となっています。障害者総合支援法に基づくサービスについては平成22年12月の障害者自立支援法改正時に安定的なサービス維持のため応能負担が導入されております。今後の国の動向に沿って実施していきます。

【坂出市回答】障害者総合支援法に基づく利用者負担の軽減を実施しております。

【東かがわ市回答】障害福祉サービス、補装具及び地域生活支援事業の利用者負担は、非課税世帯は無料です。施設での食費等の自己負担無料化については、利用者が負担するのが適当と考えます。

【要望13】高松市が実施する、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業を利用して、言語障害があり独り暮らしの重度障害者が入院した時に、医師・看護師などとの意思疎通がスムーズに行われるように拡大解釈で支援サービスが受けられるようにしてください。

【丸亀市回答】現在のところ実施予定はありません。今後、県内他市町の状況等をみながら検討してまいりたいと考えます。

【善通寺市回答】現在のところ実施の予定はありませんが、今後、県内他市町の状況を見ながら検討していきたいと考えています。

【観音寺市回答】医療機関の配置するケースワーカー等が意志・看護師との意思疎通を担うものと考えております。

【さぬき市回答】個別の案件についてはご相談ください。

【三豊市回答】入院時の医師・看護師とのパイプ役としての派遣は、制度上対応可能なケースと考えます。個別具体的な事例により検討いたします。

【坂出市回答】県内の状況を見ながら具体的なニーズや関係者の意見を聞くなかで検討してまいります。 【東かがわ市回答】聴覚障がい者等が日常生活を営むうえで手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者等の社会参加の促進を図っています。

【要望14】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を具体的に推進していくために早く条例を制定してください。制定にあたっては「障害者差別解消支援地域協議会」を作り香川障害フォーラムを協議会の委員に入れてください。

【さぬき市回答】障害者差別をはじめあらゆる差別をなくし、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを目指して、平成14年度に「さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例」を制定し、基本的人権の擁護に関する施策を推進しているところであり、この条例の規定に基づき、差別をなくし、人権を擁護するために必要な教育・啓発活動及び生活環境の改善等社会福祉の増進に関する施策の推進を図ることとしています。

【東かがわ市回答】障がい者差別を含んだ「東かがわ市差別をなくし人権を擁護する条例」を制定し、 東かがわ市人権啓発推進委員制度を設けています。

【要望15】移動介護の月の上限20時間を撤廃してください。

【三豊市回答】要綱第5条において1人につき月に20時間までとなっていますが、ただし、利用事由により、20時間を超えても必要最小限での利用は認めることができるとなっていますので、上限を超えた給付も個々のケースにより検討いたします。